

令和4年6月6日

裾野市立小中学校  
保護者様

裾野市教育委員会

### 学校生活における児童生徒のマスク着用について

このことについて、政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を踏まえ、対応について留意していただきたい点について連絡がありました。

つきましては、マスク着用が必要でない場面等についてまとめましたので御確認いただくとともに、引き続き感染防止対策への御協力をお願いいたします。

#### 記

#### 1 基本的な考え方

今般の基本的対処方針の変更後においても、基本的な感染防止対策の重要性は変わるものではなく、引き続き、地域の実情に応じた基本的な感染防止対策（「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等）を徹底していく必要があります。

#### 2 マスクの着用が不要な場面

##### (1) 屋外において

- ・ 人との**距離が確保できる場合**
- ・ 人との距離が確保できなくても、**会話をほとんど行わないような場合**

##### (2) 屋内において

- ・ 人との**距離が確保でき、会話をほとんど行わないような場合**

##### (3) 学校生活

- ・ 屋内外にかかわらず体育の授業や運動部活動<sup>※1・2</sup>
- ・ 登下校時

※1 運動部活動の実施については、接触を伴う活動を行う場合には、各競技団体が作成するガイドライン等の確認が必要です。

※2 活動の実施中以外の練習場所や更衣室等、食事や集団で移動を行う場合は、状況に応じてマスク着用を含めた感染防止対策が必要です。

登下校や  
学校生活においては  
こういう場面は  
少ないのですが、  
マスクの着用が  
不要な場合も  
あることを  
指導していきます

#### 3 その他

- ・ 熱中症のリスクが高まる夏場においては、マスクの着用が不要な場面においては、マスクを外すことを推奨します。
- ・ 学校生活の中ではマスクの着用が必要になる場面があるので、毎日必ずマスクを持たせるようにしてください。
- ・ 2で示した場面において**マスクの着用を禁止する趣旨ではない**ことから、様々な理由でマスクの着用を希望する児童生徒への適切な配慮も必要であることを御理解ください。

問い合わせ先 学校教育課  
電話番号 995-1838